

「岩井コスモの総合取引約款（個人のお客様用） 新旧対照表」

2025 年 9 月改訂（前回改訂 2025 年 7 月）

(新)	(旧)
第 10 章 ネット取引のご利用 第 132 条（ネット取引のご利用） お客様は、次の各号すべてに該当するときに本章に定めるネット取引（プラスネットを含みます。以下同じ。）を利用できるものとします。 (1)（現行どおり） (2) ネット取引の利用に必要なとなる通信機器、プロバイダ契約、回線契約等（一般のインターネット等を利用するために必要なものすべて）をお客様にて用意され、<u>暗証番号等による認証方式を利用できる環境にあるとき</u> (3) お客様の暗証番号等とお客様が利用時に指定した暗証番号等とが一致し、<u>加えて当社が定める認証方法（ワンタイムパスワード等、以下「多要素認証」といいます。）により本人認証が行われたものとみなされたとき</u> (4)（<u>削 除</u>） (4) <u>原則として多要素認証をご利用いただくものと</u>し、当社の定める取引または手続きを行う場合に、<u>多要素認証</u>による認証が行われたとき (5) ～ (8)（<u>号番繰り上げ</u>） 第 145 条（免責事項） 1. 第35条に定める事項のほか、当社は、次に掲げる事項によって生じるお客様の損害について、その責を負わないものとします。 (1) ～ (3)（現行どおり） (4) 電話回線、専用回線等の通信経路で盗聴がなされたこと等により暗証番号等、<u>多要素認証に用いられる情報または取引情報等が漏えいした場合</u> (5)（現行どおり） (6) <u>お客様ご本人によるものかどうかにかかわらず、当社所定の認証手続きを経て行われた取引および各サービス等で損害が生じた場合</u> (7) <u>お客様が多要素認証による認証方式を設定していない場合または利用設定後にお客様のご依頼で当社が解除した場合において、第三者による認証手続きを経て行われた取引および各サービス等で損害が生じた場合</u> 2. ～ 4.（現行どおり） 以 上 2025年<u>9</u>月	第 10 章 ネット取引のご利用 第 132 条（ネット取引のご利用） お客様は、次の各号すべてに該当するときに本章に定めるネット取引（プラスネットを含みます。以下同じ。）を利用できるものとします。 (1)（省 略） (2) お客様の暗証番号等とお客様が利用時に指定した暗証番号等とが一致したとき (3) ネット取引の利用に必要なとなる通信機器、プロバイダ契約、回線契約等（一般のインターネット等を利用するために必要なものすべて）をお客様にて用意され<u>たとき</u> (4) <u>暗証番号等による認証方式を利用できる環境にあること。また、ワンタイムパスワードをご利用のお客様は、加えてワンタイムパスワードによる認証方式を利用できる環境にあること</u> (5) <u>ワンタイムパスワードをご利用の場合は、当社の定める取引または手続きを行う場合に、上記(2)に加えてワンタイムパスワードによる認証が行われたとき</u> (6) ～ (9)（<u>省 略</u>） 第 145 条（免責事項） 1. 第35条に定める事項のほか、当社は、次に掲げる事項によって生じるお客様の損害について、その責を負わないものとします。 (1) ～ (3)（省 略） (4) 電話回線、専用回線等の通信経路で盗聴がなされたこと等により暗証番号等、<u>ワンタイムパスワードまたは取引情報等が漏えいした場合</u> (5)（省 略） (6)（<u>新 設</u>） (7)（<u>新 設</u>） 2. ～ 4.（省 略） 以 上 2025年<u>7</u>月

2025 年 10 月改訂（前回改訂 2025 年 7 月）

(新)	(旧)
第 2 章 外国証券の国内委託取引 第 8 条（配当等の処理） 1. 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配および外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含みます。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則もしくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則または外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含みます。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。 (1)（現行どおり） (2)（現行どおり） ①（現行どおり） ② 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合 お客様は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとします。ただし、1 株未満の株券は決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。 (3) ～ (4)（現行どおり） 2. ～ 7.（現行どおり） <u>8. 配当金等の支払手続きにおいて、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、決済会社および当社はその支払義務を免れるものとします。</u>	第 2 章 外国証券の国内委託取引 第 8 条（配当等の処理） 1. 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配および外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含みます。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則もしくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則または外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含みます。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。 (1)（省 略） (2)（省 略） ①（省 略） ② 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合 お客様は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとします。ただし、1 株未満の株券は決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。 (3) ～ (4)（省 略） 2. ～ 7.（省 略） <u>8.（新 設）</u>
第 9 条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 (1)（現行どおり） ① 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合 お客様が所定の時限までに新株式（新たに割当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときまたは決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。 ② 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合 決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振込みます。この場合において、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引	第 9 条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 (1)（省 略） ① 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合 お客様が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときまたは決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。 ② 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合 決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振込みます。この場合において、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引

(新)	(旧)
けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。 (2) 株式分割、無償交付、減資または合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。 (3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定しお客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとし、1株未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様に支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券または株券の売却代金は受領できないものとします。 (4) (現行どおり) (5) (1)①、(2)および(3)により売却処分した代金については、前条第1項(2)①ならびに同条第2項ないし第5項および第7項の規定に準じて処理するものとし、<u>同条第8項の規定はその支払いについて準用します。</u> 第3章 外国証券の外国取引および国内店頭取引ならびに募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い 第19条 (外国証券に関する権利の処理) 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。 (1) ～ (2) (現行どおり) (3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併または株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を(1)の規定に準じて処理します。 (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を(1)の規定に準じて処理します (5) ～ (7) (現行どおり) 【附 則】 第1条 (現行どおり) 第2条 (効力発生日) <u>第8条第8項(第9条(5)において準用する場合も含みます。)</u>の規定は、<u>第36条に定める規定に準ずるものであり、2030年10月1日から施行します。ただし、この改正規定施行日より前の日を支払開始日として指定した配当金等(第9条(5)において準用する場合にあっては、同条(1)①、(2)および(3)により売却処分した代金)についても適用するものとします。</u> 以 上 2025年10月	受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。 (2) 株式分割、無償交付、減資または合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。 (3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定しお客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様に支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券または株券の売却代金は受領できないものとします。 (4) (省 略) (5) (1)①、(2)および(3)により売却処分した代金については、前条第1項(2)①ならびに同条第2項ないし第5項および第7項の規定に準じて処理します。 第3章 外国証券の外国取引および国内店頭取引ならびに募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い 第19条 (外国証券に関する権利の処理) 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。 (1) ～ (2) (省 略) (3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併または株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を(1)の規定に準じて処理します。 (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を(1)の規定に準じて処理します (5) ～ (7) (省 略) 【附 則】 第1条 (省 略) 第2条 (新 設) 以 上 2025年7月